

第 1 4 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和元年 7 月 3 0 日（火）

せたな町農業委員会

第14回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年7月30日（火） 午後1時30分 から 2時10分

2. 開催場所 セタナ町役場2階 第1会議室

3. 出席委員（14人）

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	大	口	賢	一
委員	1番	阿	部	紹	子
	3番	森		正	勝
	4番	水	野	幸	雄
	5番	大	羽	孝	志
	6番	小	島	敏	人
	7番	玉	木	久	志
	8番	酒	井	誠	一
	9番	日	置	和	彦
	10番	本	井		治
	11番	多	田	里	佐
	12番	松	崎		豊
	13番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員（1人）

2番 横道重人

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
- 第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可について
- 第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可について
（農業委員会等に関する法律第31条該当）
- 第8 議案第6号 現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長 ただいまより第14回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さんどうも大変ご苦勞様でございました。
先日は農業委員会の3年に1度の視察研修ということで大変どうもご苦勞様でございました。
十勝の幕別町農業振興公社、旭川の株式会社トミイチ、また恵庭市の道央農業振興公社と大変見るべき点があり、大変勉強になったような気がします。
また7月に入りまして大変行事、事業等も数多くございます。農業委員会の行事としては7月18日のパークゴルフ交流会ということで、当農業委員さんからも、 委員、 委員さんが参加してくださいました。本当に大変どうもありがとうございます。
来年はぜひ皆さん方も参加していただけますようよろしくお願いいたします。

会長 また7月24日、農業委員会とかけ離れることですが、八雲町におかれまして道南畜産共進会、黒毛和牛の共進会がございました。
当農業委員さんの さんが出展いたしました。黒毛和牛、
 号が第1部の経産の1等ということで全道の出場権を得たということでございます。
おそらく9月7日、8日に十勝の音更町で開かれると思います。私も9月7日、8日には、わずか何分かですけども さんの牛の応援をしに行きたいと思います。同じ会場で私の個人的な視察研修がございますのでその折りに激励に寄ってみたいと思ってございます。

会長 また本日は、2番の横道委員さんが体調が良くないということで欠席です。
これから気候も急に暖かくなったりします。皆さん方にも体調には気を遣っていただいて、水分はこまめに取るといったかたちでやっていただきたいと思います。

会長 本題に入りまして、本日は案件が第6号議案までございます。皆様方には慎重審議の程よろしくお願いいたしますしまして、簡単ではありますがでも挨拶に代えさせていただきたいと思います。

事務局長 ありがとうございました。
2番の横道委員から欠席の連絡がございました。只今の出席委員は1

4名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、12番松崎委員、13番弥左委員を指名いたします。

この指名は、第14回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、本日1日間と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】

議長

「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第18条の規定による通知について。

農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和元年7月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料1ページをご覧ください。

番号25番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、地目は畑、面積が[REDACTED]の内[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、この農地を売買するためとなっております。

事務局 番号 26 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 4 筆、地目は全て畑、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、この農地を一部売買するためとなっております。

事務局 番号 27 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 6 筆、地目は全て田んぼ、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、この農地を他の農業者へ貸付するためとなっております。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長 「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定による農地について、その賃貸借、使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和元年 7 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 4 ページをご覧ください。

番号 34 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 4 筆、地目は全て畑、面積が [REDACTED] m²、期間につきましては、許可の日から 10 年間、契約内容は使用貸借でございます。理由につきましては農地を借り受け営農に励みたいということでございます。

事務局

5 ページをご覧ください。

番号 35 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 6 筆、地目は全て田んぼ、面積が合わせまして [REDACTED] m²、期間につきましては、許可の日から 10 年間、契約内容は使用貸借でございます。理由につきましては農地を借り受け営農に励みたいということでございます。

事務局

6 ページをご覧ください。

番号 36 番。譲渡人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 5 筆、内、田んぼが [REDACTED] m²、畑が [REDACTED] m²、非農地が [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、単価につきましては田んぼが [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円、売買価格が [REDACTED] 円、理由につきましては農地を譲り受け営農に励みたいということでございます。

一つ訂正がございまして、宅地、原野と書いている横に売買ときさいしてございますが削除をお願いいたします。

事務局

7 ページをご覧ください。

番号 37 番。譲渡人が [REDACTED]、[REDACTED]。譲受人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、こちらにつきましては売買でございます。単価が [REDACTED] 円、売買価格が [REDACTED] 円、理由につきましては農地を買い入れ営農に励みたいということでございます。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 38 番。譲渡人が [REDACTED]、[REDACTED]。譲受人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、内、田んぼが 1 筆 [REDACTED] m²、畑が 1 筆 [REDACTED] m²、こちらにつきましても売買でございます。単価が [REDACTED] 円、売買価格が [REDACTED] 円、理由につきましては農地を買い入れ営農に励みたいということでございます。

単価が [REDACTED] 円と記載しておりますが、田んぼと畑を合わせた平均単価でございまして、積算根拠といたしまして、田んぼの単価が [REDACTED]

円、畑の単価が■■■■円でございます。

事務局

9 ページをご覧ください。

番号 39 番。譲渡人が■■■■、■■■■。譲受人が■■■■、■■■■さん。所在につきましては、■■■■、地目が田んぼ、面積が■■ m²、こちらにつきましても売買でございます。単価が■■■■円、売買価格が■■■■円、理由につきましては農地を買い入れ営農に励みたいということでございます。

事務局

10 ページをご覧ください。

番号 40 番。譲渡人が■■■■、■■■■。譲受人が■■■■、■■■■さん。所在につきましては、■■■■、地目が畑、面積が■■■■ m²、こちらにつきましても売買でございます。単価が■■■■円、売買価格が■■■■円、理由につきましては農地を買い入れ営農に励みたいということでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可要件の全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

議長

はい。本井委員。

10 番

議案第 2 号の 36 番。

36 番の■■■■さんと■■■■さんの、削除してと言われたところです。■■■■の何番のところを削除するのか、それを説明してください。

事務局

はい。説明いたします。

資料の 6 ページ、番号 36 番。■■■■さんと■■■■さんの契約でございますが、まず■■■■の原野■■ m²、こちらの横の売買と書いているところを削除お願いいたします。

その次、■■■■の宅地■■■■ m²、■■■■の宅地■■■■ m²、■■■■の原野■■ m²の横の売買も削除をお願いいたします。

議長

農地以外のところは売買にあたらないということで■■■■委員さんよろしいでしょうか。

10 番

はい。

議長

他にございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年 7 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 18 ページをご覧ください。

番号 107 番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。利用権設定等に係わる土地につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXXまでの計 18 筆、地目は全て田んぼ、面積が XXXXXX m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2019 年 7 月 30 日から 2022 年 7 月 29 日までの 3 年間、単価が XXXXXX 円、賃貸価格が XXXXXX 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

19 ページをご覧ください。

番号 108 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、
、
までの計 4 筆、地目は全て田んぼ、面積が
㎡、利用目的は転作田、期間につきましては、2019 年 7 月 30 日から 2024
年 7 月 29 日までの 5 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、
継続の賃貸借でございます。

事務局

20 ページをご覧ください。

番号 109 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらにつきましては売買でございます、所有権移転の時期につきましては 2019 年 7 月 30 日、対価の支払期限が 2019 年 8 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

21 ページをご覧ください。

番号 110 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 6 筆、地目は全て畑、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、期間につきましては、2019 年 7 月 30 日から 2022 年 7 月 29 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

22 ページをご覧ください。

番号 111 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 4 筆、地目は全て畑、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2019 年 7 月 30 日から 2024 年 7 月 29 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

23 ページをご覧ください。

番号 112 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 10 筆、地目は田んぼと畑、面積が [REDACTED] m²、内田んぼが 9 カ所 [REDACTED] m²、畑が 3 カ所 [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、期間につきましては、2019 年 7 月 30 日から 2022 年 7 月 29 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

24 ページをご覧ください。

番号 113 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]

■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計6筆、地目は全て田んぼ、面積が■■■■■㎡、こちらにつきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2019年7月30日、対価の支払期限が2019年9月13日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■■円の農地保有合理化事業でございまして、こちらに貸付後、売り渡しする予定となっておりますのが、■■■■■さん、売買価格が■■■■■円でございます。

事務局

25 ページをご覧ください。

番号114番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計4筆、地目は全て田んぼ、面積が■■■■■㎡、こちらにつきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2019年7月30日、対価の支払期限が2019年9月13日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■■円の農地保有合理化事業でございまして、こちらに貸付後、売り渡しする予定となっておりますのが、■■■■■さん、売買価格が■■■■■円でございます。

事務局

26 ページをご覧ください。

番号115番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計14筆、地目は全て田んぼ、面積が■■■■■㎡、こちらにつきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2019年7月30日、対価の支払期限が2019年9月13日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■■円の農地保有合理化事業でございまして、こちらに貸付後、売り渡しする予定となっておりますのが、■■■■■さん、売買価格が■■■■■円でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について」
を議題といたします。

議長 それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局 議案 4 ページをご覧ください。
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について。
農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴
取の結果許可相当の回答を得たので許可を行う。令和元年 7 月 30 日提出。
せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 27 ページをご覧ください。
こちらにつきましては先月の 6 月 27 日の第 13 回総会におきましてご審
議いただき、北海道農業会議へ意見聴取した内容でございます。

事務局 番号 3 番。転用の目的につきましては、生乳加工品施設の建設、転用
期間は許可日から永久、貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。
借主が[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]さんでございます。

事務局 番号 4 番。転用の目的につきましては、社員住宅の建設、転用期間は許可
日から永久、貸主が[REDACTED]、鈴木和美さん。借主が[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]さん
でございます。

事務局 こちら 7 月 25 日付けで、北海道農業会議から許可相当の回答を得まし
たことから許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限については退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めいたしておりますので、■■■■委員におかれましては発言権が無いということでご了承願いたいと思います。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

議案 5 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果許可相当の回答を得たので許可を行う。令和元年 7 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 31 ページをご覧ください。

こちらにつきましても先月の 6 月 27 日の第 13 回総会におきましてご審議いただき、北海道農業会議へ意見聴取した内容でございます。

事務局

番号 5 番。転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、貸主が■■■■■■■■■■、■■■■さん。借主が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さんでございます。

事務局

こちら 7 月 25 日付けで、北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について】

議長 「日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 6 ページをご覧ください。
議案第 6 号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和元年 7 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 説明する前に先程お配りしておりました図面の差し替えをお願いいたします。資料の最後のページの図面でございます。

事務局 それでは資料 33 ページをご覧ください。
番号 9 番。所在につきましては[]、[]、[]
の 3 筆、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして [] m²、利用状況につきましては農地台帳上全て宅地となっております。願出理由は地目変更のためとなっております。所有者、願出者共に []、[] さんでございます。
こちらにつきましては、2019 年 7 月 8 日に [] 会長、[] 代理、[] 委員、[] 委員、[] 委員に現地を目視で確認していただきまして農地以外であることを確認いただいております。

議長 はい、説明が終わりました。
議案第 7 号について質疑ございませんか。

議長 はい。酒井委員。

8 番 図面の地番ですが分かりづらいので場所を教えてください。

事務局 申し訳ございません。地図を拡大して作ったので地番が分かりづらくなっていますね。地番ですが ■■■■。

8 番 それは何処にあるの。

事務局長 一番右端です。

事務局 一番右端が ■■■■、■■■■ が細長い真ん中の囲みになります。

8 番 真ん中。

議長 一番左端ではないですか。

事務局 そうですね、申し訳ございません。一番大きな面積ですので一番左端です。一番小さいのが ■■■■ です。

議長 ■■■■ 委員よろしいですか。

8 番 はい。

議長 はい、他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 他に無ければ質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第14回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 1 年 8 月 29 日

会議録署名委員

1 2 番 松崎 豊

1 3 番 弥左 輝彦

議 長

原田 喜博